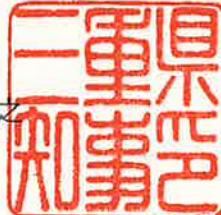


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府摂津市東別府三丁目7番2号
 氏 名 株式会社エコプランニング
 代表取締役 塩見 賴彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許 可 の 年 月 日 令和6年9月9日
 許可の有効年月日 令和11年8月12日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特定有害汚泥(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ジ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、ベンゼンを含むものに限る。)、特定有害廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ジ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、ベンゼンを含むものに限る。)、引火性廃油、特定有害廃酸(ハドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価カム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ジ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、ベンゼンを含むものに限る。)、腐食性廃酸、特定有害廃アルカリ(ハドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価カム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ジ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、ベンゼンを含むものに限る。)、腐食性廃アルカリ、特定有害廃石綿等 以上50種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和元年8月13日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 -

許可番号 -

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有